

# 生産者のみなさまへ

農作物には**登録農薬**を使用し、その**使用基準**を守らなければなりません!

ラベルを  
よく読む

飛散  
防止

正しく  
記帳

違反をすると、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金を科せられる可能性があります。(農薬取締法第47条)

- 1 農薬容器のラベルをよく読み、正しく使う。**  
(適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用方法、使用時期、成分の総使用回数を必ず確認)
- 2 農薬の飛散防止を徹底する。**  
(周辺の農作物、住宅、風向きや風量に注意)
- 3 農薬の使用状況を正確に記帳する。**  
(使用日時、農薬の名称、使用量、天候、その他気づいたこと等)

～詳しくは、栃木県GAP規範で確認してください～

栃 木 県



# ラベルをよく確認して使用しないと、 不適正使用が起こる可能性も…

## 不適正使用を起こしてしまった事例

# 1

### 「使用方法」を間違えてしまった!

「土壌混和处理」と登録されている農薬を…



土壌混和处理

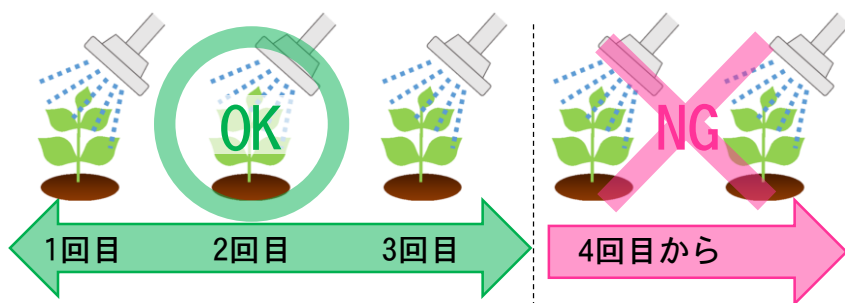


土壌表面散布

# 2

### 「使用回数」を間違えてしまった!

使用回数が「3回」と登録されている農薬を…



# 3

### 「使用時期（収穫前日数）」を守らず収穫してしまった!

使用時期に定められた収穫前日数より早く収穫してしまったら…

例) 『使用時期』が「収穫10日前まで」なら…



## 安全・安心な農作物のために、農薬は適正に使いましょう!

農薬の適正使用に関するお問い合わせは

河内農業振興事務所	TEL 028-626-3070	上都賀農業振興事務所	TEL 0289-62-6125
芳賀農業振興事務所	TEL 0285-82-3074	下都賀農業振興事務所	TEL 0282-24-1101
塩谷南那須農業振興事務所	TEL 0287-43-2318	那須農業振興事務所	TEL 0287-22-2826
安足農業振興事務所	TEL 0283-23-1431		
農業環境指導センター	TEL 028-626-3086	農政部経営技術課	TEL 028-623-2286